

第 64 回 伊勢市都市計画審議会

議案書

令和 3 年 10 月 7 日

【審議案件】

議案第 1 号 建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理
施設の敷地の位置について

… P 1 ~ P 5

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

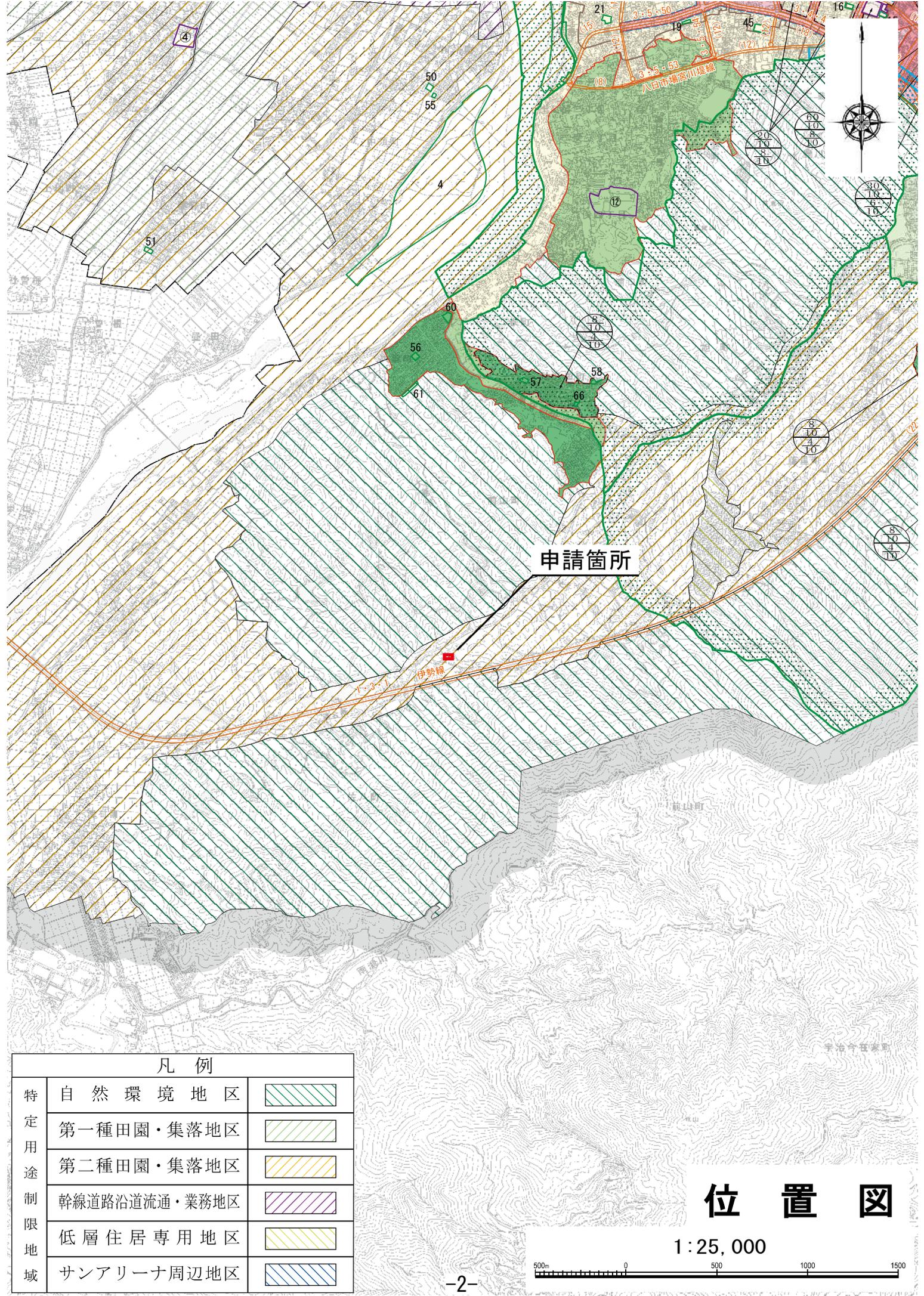
建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

施設の種類	位 置	敷地面積	地域地区の 指定状況	備 考
一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	伊勢市佐八町字 才目谷 1113 番 3、1113 番 14	3,502.42 m ²	・用途地域 指定なし ・特定用途制限地域 (第二種田園・集落地区)	[処理能力] 木くず・草 90.4t/日

申請者である有限会社梅田建設は、建設業及び廃棄物処理業を営んでおり、申請地においては、平成 20 年 8 月に建築基準法第 51 条ただし書きによる許可を受けた産業廃棄物処理施設があり、産業廃棄物である木くずや石膏ボード等の処理を行っている。

今回の許可対象となる施設は、現在、一般家庭から排出される木くず等を無償又は有償にて購入し破碎しており、これまでも木くず等の処理能力は一日あたり 5 トンを超える設備を有していた。今後、受け入れの状況が逆有償となる可能性があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条に示される一般廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置について市の都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である三重県知事の許可を得る必要がある。

当該地は、伊勢市都市マスタープランの土地利用区分において「自然環境ゾーン」に位置し、用途地域の指定はないが、第二種田園・集落地区として特定用途制限地域を指定しており、既存集落の維持を基本とし、住宅、農地や山林、農業・漁業や地域の産業に関する施設などの共存を図る地区となっている。なお、今回の計画では敷地の拡張や建物の増改築等の変更は行わない。

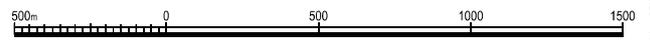


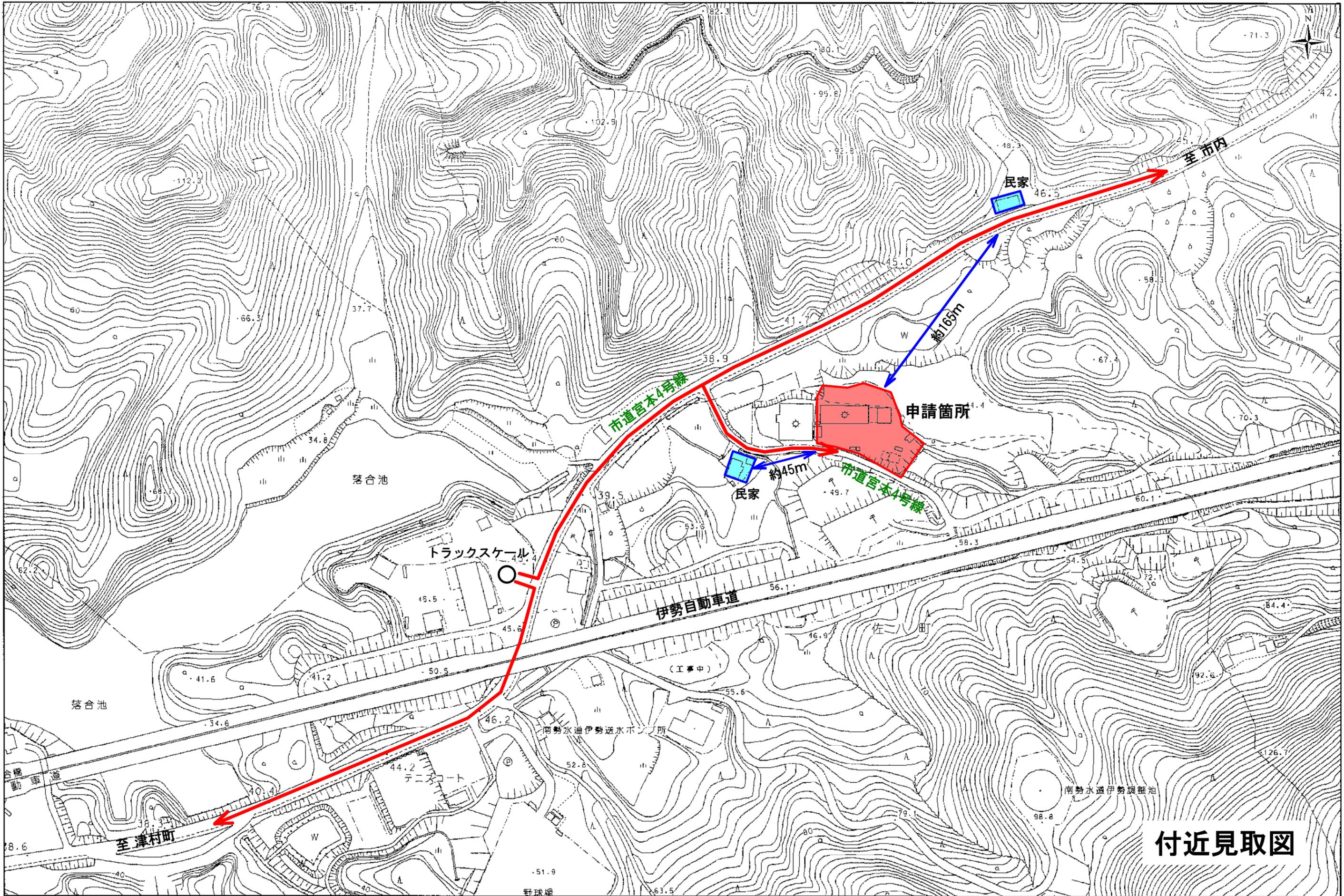
凡 例

特 定 用 途 制 限 地 域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	

位 置 図

1:25,000





県土第14-107号

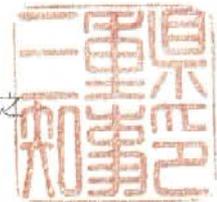
伊勢市都市計画審議会

三重県伊勢市前山町 999 番地 梅田建設有限公司 代表取締役 梅田成壽
から許可申請のありました、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築
基準法第51条ただし書の規定により付議します。

令和3年9月17日

特定行政庁

三重県知事 一見 勝之



< 概要 >

1. 案件名 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）
2. 位置 三重県伊勢市佐八町字才目谷 1113 番 3 ほか1筆
3. 規模 3,502.42 m² 処理能力 90.4 t/日(8h)

